

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、猶予期間中に時間外労働削減の取組を進めることが重要。このため、令和元年度からの3年間に集中的に説明会を開催。

## 1 令和2年度開催状況

○9月2日（隠岐）：15事業場、9月14日（松江）：79事業場、9月15日（浜田）：46事業場

※定員を会場の収容人数の半分以下とする等の必要な感染症防止対策を講じた上で開催。

※松江・浜田は午前、午後の2回開催。

※開催案内に厚生労働省HPの働き方改革特集ページのURLを掲載し、事前の動画視聴を促す取組の実施。

## 2 令和元年度・2年度の対応状況

(1) 出席事業場数：元年度188事業場、2年度139事業場

(2) 欠席事業場数：157事業場

地域別内訳（松江地区51、隠岐地区19、出雲地区51、浜田地区22、益田地区14）

## 3 令和3年度の対応（案）

(1) 開催時期等：6月～8月の間、隠岐及び出雲

(2) 対象事業場：過去2年間の欠席事業場

(3) 参加勧奨：島根労働局長及び島根運輸支局長の連名により、該当事業場あて島根労働局から通知を送付。なお、県トラック協会加入事業場については県トラック協会から開催案内通知を送付。

(4) 内容：時間外労働の上限規制等の改正労働基準法の内容を含む労働時間制度  
自動車運送事業の働き方改革

※説明会終了後、働き方改革推進支援センターによる個別相談対応を実施予定。

(5) いずれの説明会にも欠席の事業場に対しては、管内の労働基準監督署の労働時間相談・支援班による相談支援等により、今年度下半期より順次個別に対応予定。